

# 総合評価方式の見直しについて（令和元年8月1日施行）

## 目的

- 総合評価方式において、**公共工事の更なる品質確保**や**入札参加者の負担軽減等を図る**ため、下記のとおり**見直しを行う**もの。

## 今後の方向性と制度改定項目

※太字：改定項目

今後の方向性

方向性  
1

### 公共工事の更なる品質確保

- ① **総合評価方式の1億円未満への拡大**
- ② 一般的になった技術提案の標準案への採用

方向性  
2

### 入札参加者の負担軽減

- ③ **技術提案に係る負担を軽減した型式の適用拡大**
- ④ **一つの技術資料で複数の工事に参加できる一括審査方式の導入**

方向性  
3

### 制度・手続きの更なる適正化

- ⑤ 低入札価格調査制度等の適用の検討
- ⑥ **競争入札参加停止等措置を受けた企業への減点評価**
- ⑦ 更なる透明性の確保に向けた検討

方向性  
4

### 建設業の担い手確保と生産性の向上

- ⑧ 若手・女性技術者等の評価，受注が少ない企業への配慮の検討
- ⑨ **地域の安全・安心を担う災害対策協力企業の評価拡充**
- ⑩ ICT活用工事の評価の検討

# 総合評価方式の見直しについて（令和元年8月1日施行）

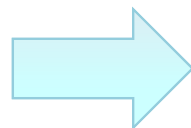
## 見直しの内容

### 方向性1 「公共工事の更なる品質確保」

#### ① 総合評価方式の1億円未満への拡大

##### 現状

総合評価方式は、予定価格1億円以上の工事を対象に運用  
(予定価格1億円未満は、価格競争のみの入札)



##### 見直し後

予定価格1億円以上の工事に加え、1億円未満の一般土木、管2種および建築工事のうち、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に総合評価方式を運用

- 対象工事は、「総合評価方式型式選定表」(別紙1)による
- 拡大範囲は、各業種B等級までとする
  - ・一般土木、管2種:7千万円以上
  - ・建築 :8千万円以上
- 令和元年8月1日以降の入札公告案件より適用

### 方向性2 「入札参加者の負担軽減」

#### ③ 技術提案に係る負担を軽減した型式の適用拡大

##### 現状

対象工事に適用する型式は、予定価格による区分を基本とし、工事内容に応じて選定

予定価格1億円以上3億円未満の一般土木、管2種および建築工事は、原則、I型による運用を試行



##### 見直し後

対象工事に適用する型式は、「総合評価方式型式選定表」(別紙1)により選定

予定価格1億円以上3億円未満の工事は、原則、II型を適用(技術的工夫の余地が大きい工事は除く)

- 令和元年8月1日以降の入札公告案件より適用

#### ④ 一つの技術資料で複数の工事に参加できる一括審査方式の導入

##### 現状

類似する同日開札の複数工事に入札参加する場合、技術提案書は、それぞれの工事に提出



##### 見直し後

一つの技術提案書で類似する同日開札の複数工事に入札参加ができる「一括審査方式」をII型に導入

- 令和元年8月1日以降の入札公告案件より適用

## 方向性3 「制度・手続きの更なる適正化」

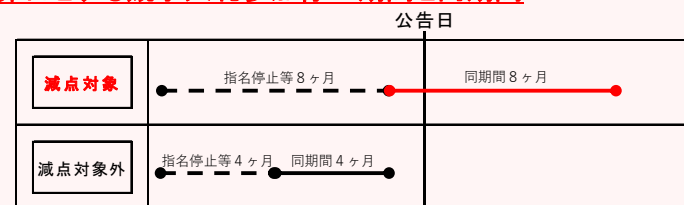
### ⑥ 競争入札参加停止等措置を受けた企業への減点評価

#### 現状

競争入札参加停止期間満了後のペナルティなし

#### 見直し後

競争入札参加停止措置を受けた企業は**2点を減点**  
減点対象期間は、**競争入札参加停止期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止期間と同期間**



➤ 令和元年8月1日以降に競争入札参加停止措置を受けた者に適用

## 方向性4 「建設業の担い手確保と生産性の向上」

### ⑨ 地域の安全・安心を担う災害対策協力企業の評価拡充

#### 現状

評価内容	最大配点	配点区分
・当該年度4月1日における本市と防災活動に関する協定を締結した団体に所属する企業について評価 A：協定締結から5年以上の団体に所属 C：協定締結から5年未満の団体に所属 E：該当しない	全型式 1点	【3段階】 A:1.00 C:0.50 E:0.00

#### 見直し後

評価内容	最大配点	配点区分
・当該年度4月1日における本市と防災活動に関する協定を締結した団体に所属する企業について評価 A：協定締結から <b>10年以上</b> の団体に所属 <b>B：協定締結から5年以上10年未満の団体に所属</b> C：協定締結から5年未満の団体に所属 E：該当しない	全型式 <b>2点</b>	【4段階】 A: <b>2.00</b> B: <b>1.50</b> C: <b>1.00</b> E:0.00

※ただし、前年度に防災協定に基づく活動実績が確認できない場合は、当該年度の評価対象としない。

➤ 令和2年4月1日以降の入札公告案件より適用

※なお、上記改定に合わせ、「同種工事の施工実績」の最大配点を2点から1点に変更するため、企業評価項目全体の配点は変わらない。

【参考】同種工事の施工実績 【現状】

評価内容	最大配点	配点区分
・一定期間内における工事毎に設定する同種工事の施工実績により評価 A：2件以上の実績有り C：1件の実績有り E：該当しない	全型式 2点	【3段階】 A:2.00 C:1.00 E:0.00

【参考】同種工事の施工実績 【見直し後】

評価内容	最大配点	配点区分
・一定期間内における工事毎に設定する同種工事の施工実績により評価 A：2件以上の実績有り C：1件の実績有り E：該当しない	全型式 <b>1点</b>	【3段階】 A: <b>1.00</b> C: <b>0.50</b> E:0.00

## 「総合評価方式型式選定表」

業種	主たる工種，工事内容等	3億円以上	3億円未満 1億円以上	1億円未満
一般土木 管2種	・ 構造物築造工事（トンネル，橋梁，ポンプ場等） ・ シールド工法及び推進工法による管渠工事	W T O 型  又 は  I 型	I 型	II 型 〔 予定価格 7千万円以上 〕
	・ 構造物設置工事（L型擁壁，カルバート，護岸ブロック等） ・ 開削工法による管渠工事 ・ 管更生工事 ・ 電線共同溝工事 ・ 構造物補修工事		II 型	—
管1種	・ 管渠工事		II 型	—
港湾土木	・ 浚渫工事，構造物の新設および改良工事		II 型	—
	・ 構造物の補修工事			
P・C	・ 構造物の新設および改良工事		II 型	—
	・ " 補修工事			
ほ装	・ 舗装の新設および改良工事		II 型	—
	・ " 補修工事			
造園	・ 公園等の新設および改良工事		II 型	—
	・ " 補修工事			
建築	・ 建築物の新築，増築および改築工事 ・ 高層建築物の外壁改修工事		I 型	II 型 〔 予定価格 8千万円以上 〕
	・ 建築物の内部改造工事，中低層建築物の外壁改修工事		II 型	—
解体	・ 建築物の解体工事		II 型	—
機械	・ 設備の新設工事		II 型	—
	・ " 更新工事			
管	・ 設備の新設工事		II 型	—
	・ " 更新工事			
電気	・ 設備の新設工事		II 型	—
	・ " 更新工事			
電気通信	・ 設備の新設工事	II 型	—	
	・ " 更新工事			
その他	・ 目的物の新設および改良工事	II 型	—	
	・ " 補修工事		—	

※ 上記に設定のない工事や工事の特殊性などにより，対象工事に適用する型式が上記により難しい場合は，財政局技術企画課と協議の上，別途，型式を決定するもの。

（運用開始）

令和元年8月1日以降の入札公告案件より適用する